

2015年2月10日

各 位

会 社 名 スミダコーポレーション株式会社
代 表 者 名 代表執行役 CEO 八 幡 滋 行
(コード 6817 東証第一部)
問合せ先 広報・IR チーム TEL. 03-6758-2473

業績達成条件付新株予約権(株式報酬型ストックオプション)

に関するお知らせ(定時株主総会付議議案)

当社は、本日開催の取締役会決議において、下記のとおり、ストックオプションの実施等を目的として、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、ならびにかかる新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会または取締役会の決議により委任を受けた当社執行役に委任することの承認を求める議案を、2015年3月21日に開催を予定している第60回定時株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループが2015年12月期から2017年12月期までの3カ年を期間とする中期経営計画を策定し、この中期経営計画における目標の達成、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、当社子会社の役職員の意欲および士気を一層向上させることを目的とした中期インセンティブプランとして、当社子会社の取締役および使用人に対し、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を1株当たり1円とする新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、新株予約権は、下記2. (3)「⑧新株予約権行使の条件」に定めるとおり、当社グループの中期経営計画における業績目標のうち、2017年12月期の連結損益計算書における当期純利益を26億円以上とするという数値目標を達成した場合のみ権利行使を可能とするもので、新株予約権の付与対象となる当社子会社の取締役および使用人が業績目標に対してコミットメントを負う内容になっています。

また、新株予約権の行使を受けた時点で当社が自己株式を保有している場合には、出来る限りこれを交付する方針であります。

2. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限並びに払込みに関する事項

(1)その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権 3,600 個を上限といたします。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、普通株式 36 万株を上限とし、下記(3)①により新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の上限数を乗じた数といたします。

(2)その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の払込金額

新株予約権は無償で発行することとし、金銭の払込みを要しないことといたします。

(3)その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」といいます。)は 100 株といたします。

なお、株主総会における決議の日(以下、「決議日」といいます。)後に、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含みます。以下同じです。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割、または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合等付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合併比率等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の適切な調整を行うことができるものといたします。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」といいます。)である1円に付与株式数を乗じた金額といたします。なお、決議日後に、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により行使価額の調整を行い、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合等行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合併比率等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額の適切な調整を行うことができるものといたします。

③ 新株予約権を行使することができる期間

当社が金融商品取引法に基づき、2017 年 12 月期に係る有価証券報告書を提出した日の翌日から

3年以内の期間の範囲で当社取締役会または取締役会の決議により委任を受けた当社執行役が定める期間といたします。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(ア)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものといたします。

(イ)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

⑤ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

⑥ 新株予約権の取得事由

(ア)当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更承認の議案または新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要する旨もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得する旨の定めを設ける定款変更承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議または取締役会決議により委任を受けた当社執行役の決定がなされた場合は、当社取締役会または取締役会の決議により委任を受けた当社執行役が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができるものといたします)。

(イ)新株予約権者または下記⑧(オ)に定める権利承継者が権利行使をする前に、下記⑧に定める規定その他の事由により新株予約権の行使ができなくなった場合、当社は、新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

⑦ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに

発行するものとします。ただし、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨が定められた場合に限り、

(ア) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。

(イ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式といたします。

(ウ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定いたします。

(エ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記②で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(ウ)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額といたします。

(オ) 新株予約権の権利行使期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間(以下、「権利行使期間」といいます。)の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から権利行使期間の満了日までといたします。

(カ) 新株予約権の行使の条件

下記⑧に準じて決定いたします。

(キ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定いたします。

(ク) 新株予約権の取得に関する事項

上記⑥に準じて決定いたします。

(ケ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」といたします。)による承認を要するものといたします。

⑧ 新株予約権の行使の条件

(ア) 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する2017年12月期に係る有価証券報告書に記載された同期の連結損益計算書における当期純利益が26億円以上(以下、「数値目標」といいます。)を達成した場合に、それぞれの新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の個数を限度として、新株予約権を行使することができるものとします。

なお、数値目標の達成率は考慮せず、上記内容の数値目標を達成した場合に限り行使できるものといたします。

- (イ) 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社子会社の取締役または従業員の地位（以下、総称して「要件地位」といいます。）にあることを要します。
- (ウ) 新株予約権者は、新株予約権の行使時点で当社子会社の株主総会の取締役解任決議、当社または当社子会社の就業規則に基づく懲戒解雇の決定その他これらに準ずる事由がないことを要します。
- (エ) 新株予約権者が要件地位を喪失した場合でも、要件地位喪失の理由が、定年退職、契約上限年齢到達による退職、社命による退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、またはこれらに準ずる理由による退任・退職であるときは、上記（イ）にかかわらず、要件地位喪失日または権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までとします。）までに限り、新株予約権を行使することができます。
- (オ) 新株予約権者が死亡したときは、その直前において、（Ⅰ）当該新株予約権者が上記（イ）および上記（ウ）の条件を満たしていた場合、または（Ⅱ）上記（エ）に基づき行使することができた場合には、その相続人は当該新株予約権を行使することができる（当該新株予約権を行使することができる相続人を以下「権利承継者」といいます。）。ただし、権利承継者が行使することができる期間は、（Ⅰ）の場合は、当該新株予約権者の死亡の日または権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までとします。）までとし、（Ⅱ）の場合は、当該新株予約権者が上記（エ）に基づき行使できるとされた期間と同一とします。
- (カ) 権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができません。
- (キ) 新株予約権者または権利承継者は割当てを受けた新株予約権を分割して行使することができません。
- (ク) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによります。

⑨ 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものといたします。

(4) 新株予約権のその他の事項

上記の細目およびその他の新株予約権の募集事項については、当社取締役会または取締役会の決議により委任を受けた当社執行役が定めるものといたします。

(ご参考)

中期経営計画の目標達成、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に向けた中期インセンティブプランとして、当社執行役に対しても行使条件等を同様とする新株予約権の発行を予定しております。当社執行役に対する新株予約権については、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定される新株予約権の公正価額に各執行役に割り当てる新株予約権の個数を乗じて算出される金額を新株予約権の払込金額とする予定であり、報酬委員会において、本議案が承認可決されることを条件として、各執行役

に対して当該払込金額と同額の報酬を付与すること(なお、各執行役の当社に対する当該報酬請求権と当該払込金額の支払債務とを相殺します。)、また、執行役の個人別の報酬等の具体的内容として新株予約権の内容を上記2.(3)と同様とすることを決定しております。

以上